

## 第2 消防用設備等の設置単位

1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定(政令第8条、第9条、第9条の2、第19条第2項及び第27条第2項)がない限り、棟であり、敷地ではないこと。

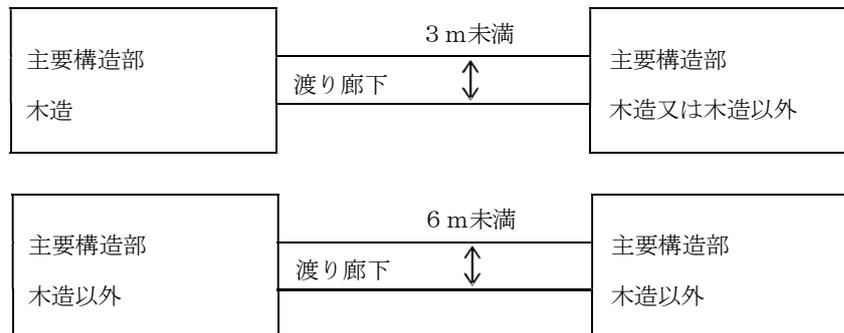
※ 棟とは、原則として独立した一の建築物又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となったものをいう。

2 建築物と建築物が渡り廊下(その他これらに類するものを含む。以下この項において同じ。)、地下連絡路(その他これらに類するものを含む。以下この項において同じ。)又は洞道(換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを敷設するためのものをいう。以下この項において同じ。)により接続されている場合は、原則として1棟であること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。

(1) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからウまでに適合している場合

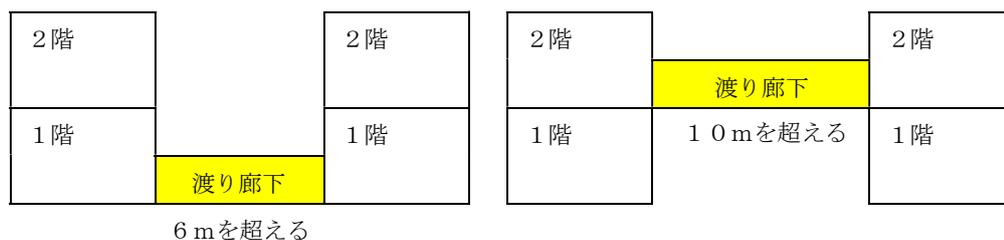
ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。

イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3 m未満、その他の場合は6 m未満であること。(第2-1図参照)



第2-1図

ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあつては6 m、2階以上の階にあつては10 mを超えるものであること(第2-2図参照)。ただし、次の(ア)から(ウ)までに適合する場合は、この限りでない。



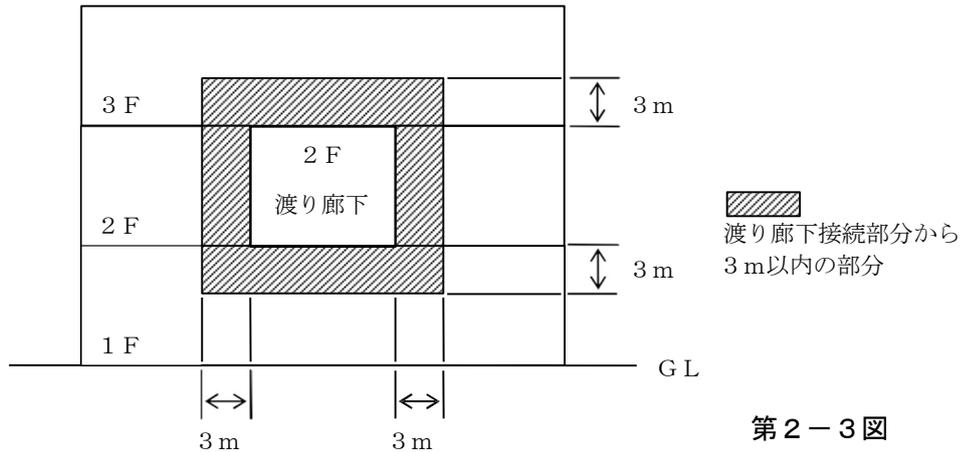
第2-2図

※ 建築物相互間の距離は、次によること。

- ・ 渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離によること。
- ・ 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合の距離は水平投影距離によること。
- ・ 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、接続する階における距離によること。

(ア) 接続される建築物の外壁及び屋根(渡り廊下の接続部分からそれぞれ3 m以内の距離にある部分に限る。次の(イ)において同じ。)については、次のa又はbによること。(第2-3図参照)

a 耐火構造又は防火構造で造られていること。

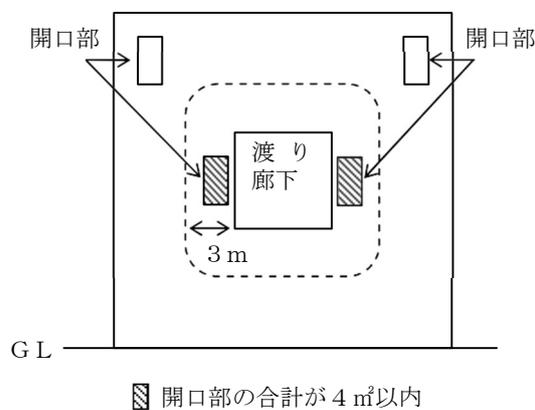


b 前a以外のものについては、防火構造のへいその他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されていること。

なお、スプリンクラー設備又はドレンチャー設備の技術上の基準は政令第12条第2項の基準の例によること。

(イ) 前(ア)の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積4 m<sup>2</sup>以内の開口部で防火設備が設けられている場合にあつては、この限りでない。(第2-4図参照)

※ 面積4 m<sup>2</sup>以内の開口部とは、AとBの防火対象物が接続する場合、A側又はB側の開口部面積の合計が4 m<sup>2</sup>以下のものをいうものであること。



第2-4図

(ウ) 渡り廊下については、次のa又はbによること。

a 吹き抜け等の開放式であること。

なお、建築物との接続部には防火設備が設けられていること。★

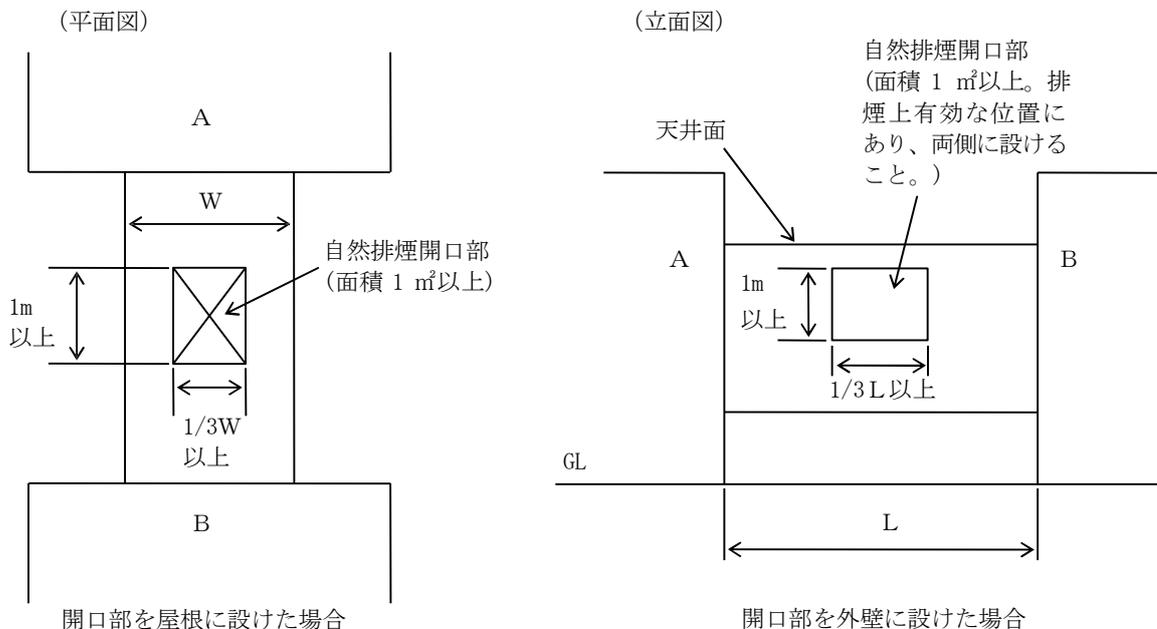
b 上記以外のものについては、次の(a)から(c)までに適合するものであること。

(a) 建基令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。

(b) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積の合計は、いずれも $4\text{ m}^2$ 以下であり、当該部分は防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。

(c) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる位置から手動で開放できるように、又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が設けられているものにあつては、この限りでない。

① 自然排煙用開口部については、その面積の合計が $1\text{ m}^2$ 以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあつては、渡り廊下の幅員の $\frac{3}{10}$ 以上の幅で長さ $1\text{ m}$ 以上のもの、外壁に設けるものにあつては、その両側に渡り廊下の $\frac{3}{10}$ 以上の長さで高さ $1\text{ m}$ 以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。(第2-5図参照)



第2-5図

② 機械排煙設備にあっては、渡り廊下の内部の煙を有効に、かつ、安全に外部へ排出することができるものであり、電気で作動するものにあつては非常電源が附置されていること。

※ 排煙設備の非常電源は、第2「非常電源」の基準の例によること。この場合、非常電源の種別は省令第12条第1項第4号括弧書の規定を適用しないことができるものであること。

(2) 建築物と建築物が地下連絡路(天井部分が直接外気に常時開放されているもの(いわゆるドライエリア形式のもの)を除く。以下この項において同じ。)で接続されている場合であつて、次のアからクまでに適合する場合

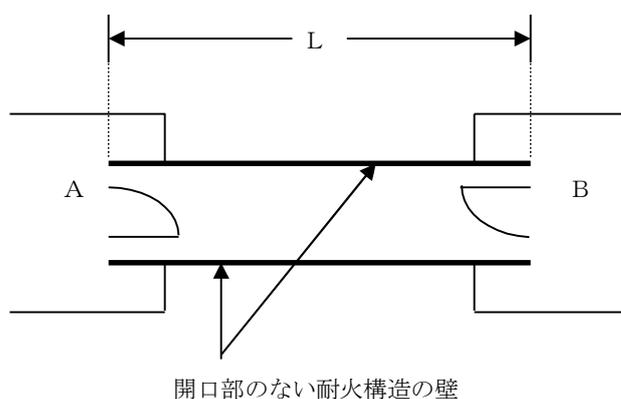
ア 接続される建築物又はその部分(地下連絡路が接続されている階の部分をいう。)の主要構造部は、耐火構造であること。

イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない状態のものであること。

ウ 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。

エ 地下連絡路の長さ(地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。)は6m以上であり、その幅員は6m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。

※ 第2-6図において建築物A、B相互間の地下連絡路の長さはLによること。



第2-6図

オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されていること。

カ 前オの出入口の開口部の面積は4㎡以下であること。

キ オの出入口には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。

---

ク 地下連絡路には、前(1)ウ(ウ) b (c)②により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。

(3) 建築物と建築物が洞道で接続された場合で、次のアからオまでに適合する場合

ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部（接続されている建築物内に設けられるもので2㎡以下のものに限る。）を除き、開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されていること。

イ 洞道は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。

ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあっては、この限りでない。

エ 前アの点検のための開口部(建築物内に設けられているものに限る。)には、防火設備(自動閉鎖装置付きのものに限る。)が設けられていること。

オ 前アの換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあつては、防火ダンパーが設けられていること。

### 3 その他

動力消防ポンプ設備、屋外消火栓設備及び消防用水に係る基準については、渡り廊下等により接続された建築物は原則として一棟として取り扱うこと。ただし、次の(1)から(3)までの全てに適合する場合は、別の建築物として取り扱うことができるものである。

(1) 渡り廊下等は、全て不燃材料で造られていること。

(2) 渡り廊下等は、前2の基準に適合するものであること。

(3) 接続される相互の建築物の各部分が、当該建築物の1階の外壁間の中心線から1階にあつては3m以内、2階以上の階にあつては5m以内の範囲に存しないこと。

---